

社会福祉法人三心会
役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人三心会

社会福祉法人三心会 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三心会（以下「法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会、監査に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

2 理事会、監査出席以外で職務を行った場合も、報酬として日額5,000円を支給する。

3 理事において、施設長等の職を兼務する者については、第1項及び第2項は適用しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、理事会、監査に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 理事会、監査以外で職務のために出張した場合も、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

3 理事において、施設長等の職を兼務する者については、第1項は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。